

北方領土問題対策協会の整理合理化案について

独立行政法人北方領土問題対策協会の事務・事業

北方領土問題等についての国民世論の啓発及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題等の解決の促進を図ること。また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、事業の経営と生活の安定を図ること。

独立行政法人北方領土問題対策協会については、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき、**中期目標期間終了年である平成19年度より1年前倒しで見直しを行った。**

行政改革推進本部決定における見直しを踏まえ、今回の整理合理化案においては、以下の見直しを実施。

【事務・事業の見直し】

(1) 融資業務について、**法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止**

(2) 融資業務について、住宅新築資金については、次期中期目標期間中(平成20～24年度)に廃止も含めた在り方を検討

(3) 国民世論の啓発業務、調査研究等に関する目的の明確化・効果の定量的指標の設定などの見直し

【組織面の見直し】

(1) **平成19年度末に1名、平成22年度末に1名の常勤職員の削減**により、現在19名の常勤職員を17名に削減

(2) 東京本部事務所の平成19年度内の移転、札幌事務所の平成20年度内の移転による一般管理費の削減